

議案第149号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
附 則 <u>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</u> 第18条の2 <u>次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</u>	附 則 <u>（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）</u> 第18条の2 <u>法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u>												
<table border="1"><tbody><tr><td>法附則第15条第2項第1号</td><td>3分の1</td></tr><tr><td>法附則第15条第2項第2号</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>法附則第15条第2項第3号</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>法附則第15条第2項第6号</td><td>4分の3</td></tr><tr><td>法附則第15条第37項</td><td>3分の2</td></tr><tr><td>法附則第15条第38項</td><td>4分の3</td></tr></tbody></table>	法附則第15条第2項第1号	3分の1	法附則第15条第2項第2号	2分の1	法附則第15条第2項第3号	2分の1	法附則第15条第2項第6号	4分の3	法附則第15条第37項	3分の2	法附則第15条第38項	4分の3	
法附則第15条第2項第1号	3分の1												
法附則第15条第2項第2号	2分の1												
法附則第15条第2項第3号	2分の1												
法附則第15条第2項第6号	4分の3												
法附則第15条第37項	3分の2												
法附則第15条第38項	4分の3												

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 次の表の左欄に掲げるこの条例による改正後のさいたま市市税条例の規定は、

それぞれ、平成26年4月1日以後に取得される同表の右欄に掲げる施設、設備又は機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

附則第18条の2の表（法附則第15条第2項第1号の項に限る。）	地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「改正後の法」という。） 附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備
附則第18条の2の表（法附則第15条第2項第2号の項に限る。）	改正後の法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備
附則第18条の2の表（法附則第15条第2項第3号の項に限る。）	改正後の法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備
附則第18条の2の表（法附則第15条第37項の項に限る。）	改正後の法附則第15条第37項に規定する設備
附則第18条の2の表（法附則第15条第38項の項に限る。）	改正後の法附則第15条第38項に規定する機器